

(1) 緑化重点地区

みどり創出のための施策を重点的に推進する地区として「緑化重点地区」を設定します。

本項目は都市緑地法第4条第2項第8号の「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」として位置づけ、本市では、緑化重点地区を中心にみどりの創出を図ります。

緑化重点地区の設定

- 以下の通り、緑化重点地区を定め、緑化の推進を図ります。

緑化重点地区の区分		設定・管理方針の概要
	駅周辺緑化重点地区	まちの玄関口となる駅周辺のうち、特にみどりが必要とされる7地区について、緑化重点地区計画の策定を図り、重点的な緑化を進めます。
	市街地緑化重点地区	みどりあふれる都市を形成するため、市街化区域全域を緑化重点地区とし、市民や市民団体、民間事業者等との協力によるオープンスペースの確保、みどりの保全や緑化を進めます。

緑化重点地区計画の策定

- 駅周辺緑化重点地区では、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づく緑化重点地区計画の策定に努め、計画的な緑化の推進を図ります。また、必要に応じて緑地協定や地区計画、地域緑化推進計画などの緑化推進制度の活用を検討します。

生物多様性への配慮などモデルとなる緑化の推進

- 緑化重点地区内にある公共施設について、緑化のモデルとなるよう、在来種による緑化など公共施設緑化ガイドラインに基づいた緑化を図ります。緑化にあたっては生物多様性の保全について特に配慮します。

市民緑地設置管理計画認定制度の活用

- 緑化重点地区内では民間主体による市民緑地設置管理計画の認定制度と同計画に基づく市民緑地の計画的な設置管理を推進します。また、同計画の認定制度の担い手となる民間主体の確保を図ります。

市街化区域内樹林保全制度の運用

- 緑化重点地区内の樹林については、保存樹林及びまちなかみどり保全地区により 300 m²以上の樹林の保全を図ります。

みどりのパートナーなど民間主体との協働

- 緑化重点地区内の緑化推進、良好な緑地の維持・保全については、みどりのパートナーをはじめとする民間主体との協働を推進します。

(2) 緑化重点地区の地区別の方針

駅周辺緑化重点地区

【所沢駅周辺】

対象区域	所沢駅と日吉町及び東住吉、くすのき台一丁目周辺	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前は中高層の商業・業務系の土地利用となっています。また、東口地区は2018年(平成30年)に駅前大型商業施設が新設されるなど土地利用が大きく変化しています。 ・駅前のロータリーにはシンボルツリーなどにより緑化が施されています。 ・所沢駅周辺まちづくり基本構想により、計画的なまちづくりを進めています。 ・住宅地内は道路の幅員が狭く、建物が密集しています。 ・公園等のオープンスペースが少なく、防災性の向上が求められています。 	 <p style="text-align: center;">所沢駅周辺 出典: 所沢市 PR 空撮動画</p>
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化重点地区計画を策定し、計画的な緑化を推進します。 ・駅前広場や道路などへの緑化を推進します。 ・交通事業者や商店街、商業施設へ緑化の協力を要請します。 ・屋上緑化や壁面緑化を推進します。 ・みどりのパートナー制度の充実など地域における緑化活動の推進に努めます。 	

【航空公園駅周辺】

対象区域	航空公園駅と喜多町及び北有楽町周辺	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により地区の半分近くが基盤整備されており、住居系の土地利用が大部分を占めています。 ・基盤整備されていない地区は建物が密集しています。 ・公園や学校など、オープンスペースは比較的確保されています。 	 <p style="text-align: center;">航空公園駅周辺</p>
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化重点地区計画を策定し、計画的な緑化を推進します。 ・交通事業者へ緑化の協力を要請します。 ・屋上緑化や壁面緑化を推進します。 ・みどりのパートナー制度の充実など地域における緑化活動の推進に努めます。 	

【新所沢駅周辺】

対象区域	新所沢駅と松葉町周辺	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前は中高層の商業・業務系の土地利用となっています。 ・地区全体は民間開発により基盤整備が行われていますが、公園等のオープンスペースが少なく、防災性の向上が求められています。 ・駅前広場や駅前通りはみどりが少なく、みどりの創出が求められています。 	 <p data-bbox="1123 689 1251 712">新所沢駅周辺</p>
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化重点地区計画を策定し、計画的な緑化を推進します。 ・駅前広場や道路などの緑化を推進します。 ・交通事業者や商店街へ緑化の協力を要請します。 ・屋上緑化や壁面緑化を推進します。 ・みどりのパートナー制度の充実など地域における緑化活動の推進に努めます。 	

【西所沢駅周辺】

対象区域	西所沢駅と西所沢一丁目周辺	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前には商業・業務系の土地利用ですが、その他は住居系の土地利用であり、特に県道沿いは中高層住宅が建ち並んでいます。 ・全体的に道路の幅員が狭く、住宅が密集しています。 ・駅前広場に緑化空間がないことから、駅前での緑化空間の創出が求められています。 ・公園等のオープンスペースが少なく、防災性の向上が求められています。 	 <p data-bbox="1123 1556 1251 1579">西所沢駅周辺</p>
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化重点地区計画を策定し、計画的な緑化を推進します。 ・駅前広場などの緑化を推進します。 ・交通事業者や商店街へ緑化の協力を要請します。 ・屋上緑化や壁面緑化を推進します。 ・みどりのパートナー制度の充実など地域における緑化活動の推進に努めます。 	

【狭山ヶ丘駅周辺】

対象区域	狭山ヶ丘駅と狭山ヶ丘一丁目周辺	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前の一部は商業・業務系の土地利用ですが、その他は住居系の土地利用となっています。 ・ 駅前広場の一部は緑化されていますが、みどりが比較的少ない状況です。 ・ 公園等のオープンスペースが少なく、みどりの創出が求められています。 	 <p data-bbox="1107 692 1259 719">狭山ヶ丘駅周辺</p>
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化重点地区計画を策定し、計画的な緑化を推進します。 ・ 駅前広場などの緑化を推進します。 ・ 交通事業者や商店街へ緑化の協力を要請します。 ・ 屋上緑化や壁面緑化を推進します。 ・ みどりのパートナー制度の充実など地域における緑化活動の推進に努めます。 	

【小手指駅周辺】

対象区域	小手指駅と小手指町一丁目周辺	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前のハナミズキ通り沿道は商業・業務系の土地利用ですが、その他は住居系の土地利用となっており、地区計画が指定されています。 ・ 駅前にタワーマンションが整備され、ハナミズキ通りもリニューアルされるなどの動きのある地区となっています。 ・ 地区全体が土地区画整理事業により基盤整備されており、公園等のオープンスペースが確保されています。 ・ 駅前広場や駅舎、大規模商業施設など、比較的良好に緑化されており、地区に潤いを与えています。 	 <p data-bbox="1070 1570 1294 1626">小手指駅周辺 出典：所沢市 PR 空撮動画</p>
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化重点地区計画を策定し、計画的な緑化を推進します。 ・ 地区計画制度の活用を図ります。 ・ 駅前広場や道路などの更なる緑化を推進します。 ・ 交通事業者や商店街へ緑化の協力を要請します。 ・ 屋上緑化や壁面緑化を推進します。 ・ みどりのパートナー制度の充実など地域における緑化活動の推進に努めます。 	

【東所沢駅周辺】

対象区域	東所沢駅と東所沢五丁目周辺	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地区全体が土地区画整理事業により基盤整備されています。 ・住居系の土地利用が主体となっていますが、工場などの立地もみられます。 ・駅前広場の一部は緑化されていますが、みどりが比較的少ない状況です。 	 <p style="text-align: center;">東所沢駅周辺</p>
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化重点地区計画を策定し、計画的な緑化を推進します。 ・駅前広場などの緑化を推進します。 ・交通事業者や工場への緑化の協力を要請します。 ・屋上緑化や壁面緑化を推進します。 ・みどりのパートナー制度の充実など地域における緑化活動の推進に努めます。 	

市街地緑化重点地区

対象区域	市街化区域全域	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化を促進する区域であり、市の人口の大部分が集積しています。 ・市街化区域内に残された小規模樹木の保全が課題となっています。 ・市街地開発事業等で整備された地区は公園が充足していますが、中心市街地等では公園が不足する地区がみられます。 ・新たな公園整備は容易ではないことから、未利用地の活用などによるオープンスペースの確保が必要です。 	
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・とことこガーデン制度等の普及による、民有地の積極的な緑化を促します。 ・保存樹林やまちなかみどり保全地区を活用し、市街地内の樹木の保全を図ります。 ・市民や民間事業者等と連携した市民緑地設置管理計画の認定制度の活用等により、未利用地を活用した市街地内の身近なオープンスペースの確保を図ります。とりわけ公園・緑地が不足している地域では、積極的な取り組みを進めます。また、必要に応じてみどり法人による園路や広場、植栽の整備等を図ります。 ・公園が不足する地区では、生産緑地地区の買取り申し出にあたり、公園・緑地の整備の検討を図ります。 	